

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施要綱

平成12年8月1日
保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）にもとづく介護老人福祉施設サービス等の利用者のうち、特に低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、当該サービスの提供を行う社会福祉法人等が介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から利用者負担額を減額する場合に、その負担した額が本来受領すべき利用者負担額の一定割合を超えた社会福祉法人等に対して札幌市が交付する補助金の基準及びその手続きについて定め、もって介護保険の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、利用者負担の減額を行う旨を北海道及び札幌市に申し出た社会福祉法人その他の事業主体をいう。

(対象サービス及び費用)

第3条 社会福祉法人等が減額した場合、補助の対象となる費用は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る）に係る利用者負担額とする。

(対象者)

第4条 社会福祉法人等が減額した場合補助の対象となる利用者は、市町村民税世帯非課税者のうち生計困難である者及び生活保護受給者とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は本要綱を適用しないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については減額の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(減額の程度)

第5条 減額の程度は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）を原則とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

2 札幌市障がい者介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の適用のある者は、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護サービスに

については本要綱を適用しない。

- 3 本要綱により利用者負担額の減額が行われた場合には、利用者が実際に負担した減額後の額を介護保険サービスに係る利用者負担額として、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を計算するものとする。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービスに係る利用者負担額については、本要綱を適用しない。

また、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本要綱を適用する。

(申請及び登録)

- 第6条 対象者は、本要綱に定める利用者負担額の減額を受けようとするときは、区長に申請し、当該対象者に係る減額認定の登録を受けなければならない。

(確認証)

- 第7条 区長は、前条に規定する登録の申請があった場合において、この要綱による利用者負担額の減額を受ける資格があると認め、登録したときは、当該申請者に対し、別に定める社会福祉法人等による利用者負担額減額確認証（以下「確認証」という。）を交付する。

(届出義務)

- 第8条 対象者が確認証の交付を受け、次の各号の一に該当するに至ったときは、その旨をすみやかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所等確認証の表面に記載されている事項の内容、世帯主等を変更したとき。
- (2) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(譲渡、担保、不正使用等の禁止)

- 第9条 この要綱による減額措置を受ける権利を譲渡し、担保に供し、又は不正に使用してはならない。

(補助金額)

- 第10条 補助金額は、社会福祉法人等が利用者負担額を減額した総額のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入（減額対象のサービスの負担に関するものに限る。）に対する1%を超えた金額の50%の範囲内で、市長が決定する。

ただし、補助金額の上限額の算定にあたっては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設に関する減額金額が、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設の負担に関するものに限る。）に対する10%を超えた場合には、その超えた部分について全額を算入するものとする。

なお、補助金額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

(補助金の申請)

- 第11条 社会福祉法人等は、補助を受けようとするときは、別に定める補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(調査及び報告)

第13条 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的執行を期するため、前条に規定する通知書を送付した社会福祉法人等に対し、補助対象事業の実施状況を調査し、その実施状況に関する報告を聴取し、又は必要に応じて助言、指導を行うものとする。

(実績報告書の提出)

第14条 社会福祉法人等は、補助対象事業が終了したときは、別に定める事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第15条 市長は、前条に規定する事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を確定し、実績報告者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による額の確定を行った後、社会福祉法人等の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算により交付することができる。

(補助の特例)

第17条 市長は、第11条に規定する申請者が次の各号の一に該当するとき、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することを不相当と認めたとき。

(調査)

第18条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢保健福祉部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 第10条ただし書は、平成13年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月30日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 平成17年9月30日において現に確認証の交付を受け、平成17年10月1日以降、改正後の規定に基づき申請を行う者については、平成18年6月30日までの間、改正後の第4条の規定（ただし書きは除く。）を適用せず、改正前の第4条の規定を適用する。
- 3 平成17年9月30日において現に確認証の交付を受け、平成17年10月1日以降も確認証の交付を受ける者については、平成18年6月30日までの間、次の各号に掲げる取扱いとする。

(1) 第3条に規定する利用者負担額に、日常生活費負担（月額1万円を上限とする。）を含むものとする。

(2) 老齢福祉年金受給者を除き、改正後の第4条に規定する対象者の要件を満たす場合は、次の取扱いとする。

ア 旧措置入所者以外の施設サービス利用者は、施設サービスに係る利用者負担額、食費、日常生活費（月額1万円を上限とする。）及びユニット型の居住費に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とする。

イ 旧措置入所者の施設サービス利用者は、施設サービスに係る日常生活費（月額1万円を上限とする。）に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とする。

ウ 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護サービスに係る利用者負担額及び日常生活費（月額1万円を上限とする。）並びに食費及びユニット型滞在費に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とする。

(3) 改正後の第4条に規定する対象者の要件を満たさない場合は、次の取扱いとする。

ア 旧措置入所者以外の施設サービス利用者は、施設サービスに係る利用者負担額、食費、日常生活費（月額1万円を上限とする。）及びユニット型の居住費に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とし、ユニット型以外の居住費に係る利用者負担額については減額対象としない。

イ 旧措置入所者の施設サービス利用者は、施設サービスに係る日常生活費（月額1万円を上限とする。）に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とし、施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費については減額対象としない。

ウ 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護サービスに係る利用者負担額及び日常生活費（月額1万円を上限とする。）並びに食費及びユニット型滞在費に係る利用者負担額については、改正後の第5条の規定に係らず、減額の程度は50%とし、ユニット型以外の滞在費に係る利用者負担額については減額対象としない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部改正（平成17年9月30日保健福祉局長決裁）」の一部を次のように改正する。
 - (1) 附則第3項中「施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介及び介護福祉施設サービス」に、「訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護サービス」を「訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護」に改める。
- 3 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度のユニット型個室に係る特例減額措置実施要綱（平成17年（2005年）9月30日保健福祉局長決裁）」は廃止する。

附 則（平成18年6月15日保健福祉局長決裁）

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第5条第1項中「25%」とあるのは「28%」と、「50%」とあるのは「53%」と読み替えることとする。ただし、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額の減額の程度については、従前の例による。

附 則（平成23年4月12日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月29日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成24年4月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月6日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成25年8月6日から施行し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担については25%（高齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。

附 則（平成26年3月28日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成26年3月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担につ

いては25%（老齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。

附 則（平成27年4月9日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担については25%（老齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。
- 3 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条に規定する補助金を受け取ることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金の受け取り以外の方法は第2条から第9条のとおりとする。

附 則（平成28年4月4日保健福祉局長決裁）

- 1 この要綱は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条に規定する補助金を受け取ることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金の受け取り以外の方法は第2条から第9条のとおりとする。

附 則（平成29年9月22日高齢福祉担当局長決裁）

- 1 この要綱は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度以降においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条に規定する補助金を受け取ることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金の受け取り以外の方法は第2条から第9条のとおりとする。

附 則（平成30年10月2日高齢福祉担当局長決裁）

- 1 この要綱は、平成30年10月2日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 平成30年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担については25%（老齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。

附 則（令和元年11月13日高齢福祉担当局長決裁）

- 1 この要綱は、令和元年11月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 令和元年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者

については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担については25%（高齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。

附 則（令和2年11月16日高齢福祉担当局長決裁）

- 1 この要綱は、令和2年11月16日から施行し、令和2年10月1日から適用する。
- 2 令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく減額又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条の規定に該当する者については、第5条第1項の規定に係らず、減額の程度を居住費以外に係る利用者負担については25%（高齢福祉年金受給者は50%）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。